

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「（平成20年文部科学省告示第26号）」を削る。

別表の第2の1中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

国家戦略特別区域法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。